

第 56 回アジア太平洋プライバシー機関 (APPA) フォーラム 結果報告

令和 3 年 12 月 15 日
個人情報保護委員会

令和 3 年 12 月 1 日 (水) から 3 日 (金) の 3 日間、カナダのブリティッシュ・コロンビア州主催によりオンライン形式で開催された第 56 回アジア太平洋プライバシー機関 (Asia Pacific Privacy Authorities: APPA) フォーラム (※) に、浅井委員、中湊専門委員及び事務局職員が参加した。

(※) アジア太平洋地域のデータ保護機関 (13 の国・地域 (豪、加、コロンビア、香港、韓国、日本、マカオ、メキシコ、NZ、シンガポール、米国、ペルー、フィリピン)、19 機関) により、プライバシー保護に関する法制度や執行状況等に関する情報交換を行うことを目的として、年 2 回開催。当委員会は 2014 年からオブザーバー参加、2016 年に正式メンバーとなった。

本フォーラムにおいて、当委員会が登壇したセッション及び発言概要は以下のとおり。

1. 法改正及び法整備

中湊専門委員より、当委員会として、令和 3 年改正個人情報保護法の着実な施行に向けて、政令・規則及びガイドラインの整備や、1,700 以上ある地方公共団体等への説明会の実施等に取り組んでいること、また、同改正法全面施行後には、当委員会において個人情報等の取扱いを一元的に所管し、新たな監視・監督権限に基づいて、国の行政機関及び地方公共団体に対しても報告徴収、実地検査、指導・助言、勧告が可能となることから、拡充する役割に適切に対応していく方針である旨、説明を行った。

2. 国境を越えたデータ流通の実現

浅井委員より、「信頼性のある自由なデータ流通 (DFFT)」に向けて、データ流通促進の枠組み構築に関する米国との協議、日 EU 間の相互レビュープロセスの推進、APEC 越境プライバシールール (CBPR) システムへの参加拡大に向けた議論の推進、OECD における信頼性のあるガバメントアクセスに関する高次原則の策定に向けた議論への貢献、G7 データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブルや GPA 年次会合における丹野委員長からの DFFT 推進に関する積極的な発信など、当委員会として様々な取組を行っている旨、説明を行った。また、APPA 参加メンバーに対して、CBPR システムへの参加や、DFFT 推進のための協力強化について呼びかけを行った。

上記「国境を越えたデータ流通の実現」をはじめ、オンライン診療の利用拡大や新型コロナウイルス感染症対策の推進に伴う個人情報の適切な取扱い、指針・手引き等を用いたデータ保護法令の効果的かつ円滑な執行が本フォーラムにおける主要テーマに位置付けられ、多くの参加メンバーからベストプラクティスの共有がなされたほか、AI の倫理的な

開発と利用に関するガイダンスの公表、仮名化されたデータの利活用、デジタル ID の適切な取扱い、データ漏洩報告の実効性の向上、啓発活動等の幅広い取組や、世界プライバシー会議（GPA）、アジア太平洋経済協力（APEC）等国際会議での活動等の動向についても紹介がなされた。また、最終日には、官民の有識者によるパネルディスカッションも行われ、プライバシー規制に関する将来的な展望などが語られた。

本フォーラムでの各発表を踏まえて採択されたコミュニケは資料 1－2、その仮訳は資料 1－3 のとおり。当委員会より、「国・地域間での信頼性のある自由なデータ移転は、経済・社会の成長及び発展の基盤である。」という、DFFT の意義に関する一文を盛り込むべき旨提案し、参加メンバーの合意を得た。

なお、次回の第 57 回 APPA フォーラムは、2022 年 6 月を目途にオンライン形式により開催される予定。

（以上）